

足湯における新型コロナウイルス対応の指針(ガイドライン)

新型コロナウイルス感染症から利用者の健康を守るため、足湯における対応ガイドラインを以下のとおり定める。

令和2年6月11日

(改訂) 令和2年8月3日

(改訂) 令和3年1月4日

伊豆の国市観光文化部観光課長

伊豆の国市都市整備部都市計画課長

1. 対象とする期間

令和3年1月4日から当面の間

2. 対象とする施設

姫のあし湯、湯らっくす公園内足湯、よりともの足湯

3. 利用者への対応について

利用時の注意事項並びに体調が思わしくないときの利用自粛をHP、掲示等で呼びかける。

(1). 以下の症状のある方の利用を制限する

- 発熱や軽度であっても、咳・咽頭痛などの症状がある方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- 同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる方
- その他、味覚・嗅覚が感じにくいなど新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方

(2) 利用時の注意事項を設定する

- 社会的距離の確保
- マスクの着用
- 利用時間の短縮

4. 衛生管理について

(1) 清掃についての注意事項

清掃方法は、仕様書業務内容を遵守するとともに、感染拡大予防のため人がよく触れる場所（足湯まわりの椅子、柱など）は、除菌・消毒についても実施する

(2) 清掃従事者の健康管理の徹底について

業務委託先であるシルバー人材センターは、従事者の健康管理を徹底し、従事者本人が感染しないよう努めるとともに、従事者から利用者への感染が拡大しないよう努める。

5. 感染が疑われる者が発生した場合の対策

感染が疑われる者が発生した場合については、事務所連絡を受けて、速やかに駿東伊豆消防本部へ救急要請・連絡し、指示を受けるものとする。

対応に臨む職員については、マスク、手袋の着用を必須とする。

併せて、伊豆の国市新型コロナウイルス対策本部（健康づくり課）へ状況、情報伝達を行う。

6. 施設の臨時休止の判断基準

（1）市内で感染者が発生した場合

（2）「3密」を避けるなどの適正な予防対策を講じることが出来ない場合

（3）適切な予防措置を講じても、足湯の運営に混乱が生じる恐れがある場合

※ 最終的な判断は、伊豆の国市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が決定する。